

第35回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成20年7月28日（月）

14：00～16：00

場所：農林水産省7F 共用第10会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて
- (2) 最近の食品表示をめぐる情勢について
- (3) その他

3. 閉会

配付資料

資料1 玄米及び精米品質表示基準の改正案について

資料2 加工食品の原料原産地表示をめぐる最近の情勢等について

資料3 消費者行政推進会議取りまとめ（抜粋）
～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～
平成20年6月 消費者行政推進会議

資料4 [プレスリリース]養殖うなぎの原産地表示の適正化について

玄米及び精米品質表示基準の改正案について

1 改正案の概要

- ・ 現行の%（百分率）表示の義務づけを廃止し、
 - ① 単一原料米については、「単一」の原料米である旨を
 - ② ブレンド米については、〇割等
 とそれぞれ記載する制度に変更する。

2 新旧対照条文

- ・ 玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）

改 正 案	現 行
<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原料玄米</p> <p>原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明を</p>	<p>（表示の方法）</p> <p>第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原料玄米</p> <p>原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明を</p>

いう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種、産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアに規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(7)～(9) (略)

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して「未検査米△割」と記載することができる。

(3)・(4) (略)

2 前条に規定する事項の表示は、第4条第1項第2号アに基づく米については別記様式1により、同号イに基づく米については別紙様式2により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

いう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(7) 産地

国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(4) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 △△%」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △△%」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「〇〇」には国名、「△△」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「〇〇産 △△%」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(7)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(7)～(9) (略)

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「〇〇産 △△%」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △△%」と記載することができる。

(3)・(4) (略)

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

別記様式1 (第4条関係)

名 称			
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
内 容 量			
精 米 年 月 日			
販 売 者			

別記様式2 (第4条関係)

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
内 容 量				
精 米 年 月 日				
販 売 者				

備考

1~10 (略)

別記様式 (第4条関係)

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
内 容 量				
精 米 年 月 日				
販 売 者				

備考

1~10 (略)

【表示例(一括表示欄の原料玄米部分)】

○単一原料米の場合の例

(現行)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	〇〇県	△△ヒカリ	20年産	100%

(改正案)

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米		
	〇〇県	△△ヒカリ	20年産

使用割合欄
を削除使用割合100%に換えて
「単一原料米」と記載

○複数原料米の場合の例

(現行)

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			100%
	〔 〇〇県	△△ヒカリ	19年産	90% 〕
	××県	□□ニシキ	19年産	10% 〕

(改正案)

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〔 〇〇県	△△ヒカリ	19年産	9割 〕
	××県	□□ニシキ	19年産	1割 〕

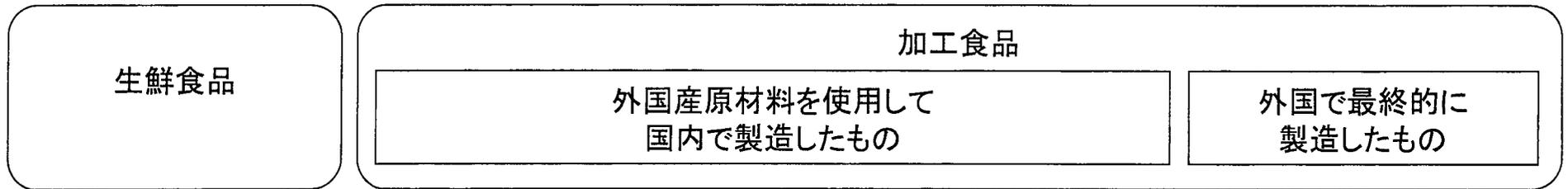
%から割に変更

加工食品の原料原産地表示を めぐる最近の情勢等について

平成20年7月

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課

○食品の産地表示について



名称と原産地の表示
を義務付け(H12. 7~)

原材料が品質を左右する
加工度の低いものを原料
原産地表示の対象(H18. 10~)

原料原産地表示の
対象外のもの

製造した国を原産国名
として表示を義務付け
(H13. 4~)

米国産
ブロッコリー

名 称 あじの開き
 原材料名 まあじ (ロシア) 食塩
 内 容 量 1尾
 消費期限 20. 4. 1
 保存方法 10℃以下で保存して
 ください。
 製 造 者 ○○食品株式会社
 東京都千代田区
 霞ヶ関××

農産物漬物、野菜冷凍食品、
かつお削り節、うなぎ加工品は
従来から義務付け

名 称 あじフライ弁当
 原材料名 ご飯、まあじ、
衣(パン粉、…)
、…
 内 容 量 1食分
 消費期限 20. 4. 1
 保存方法 10℃以下で保存
 してください。
 製 造 者 ○○食品株式会社
 東京都千代田区
 霞ヶ関××

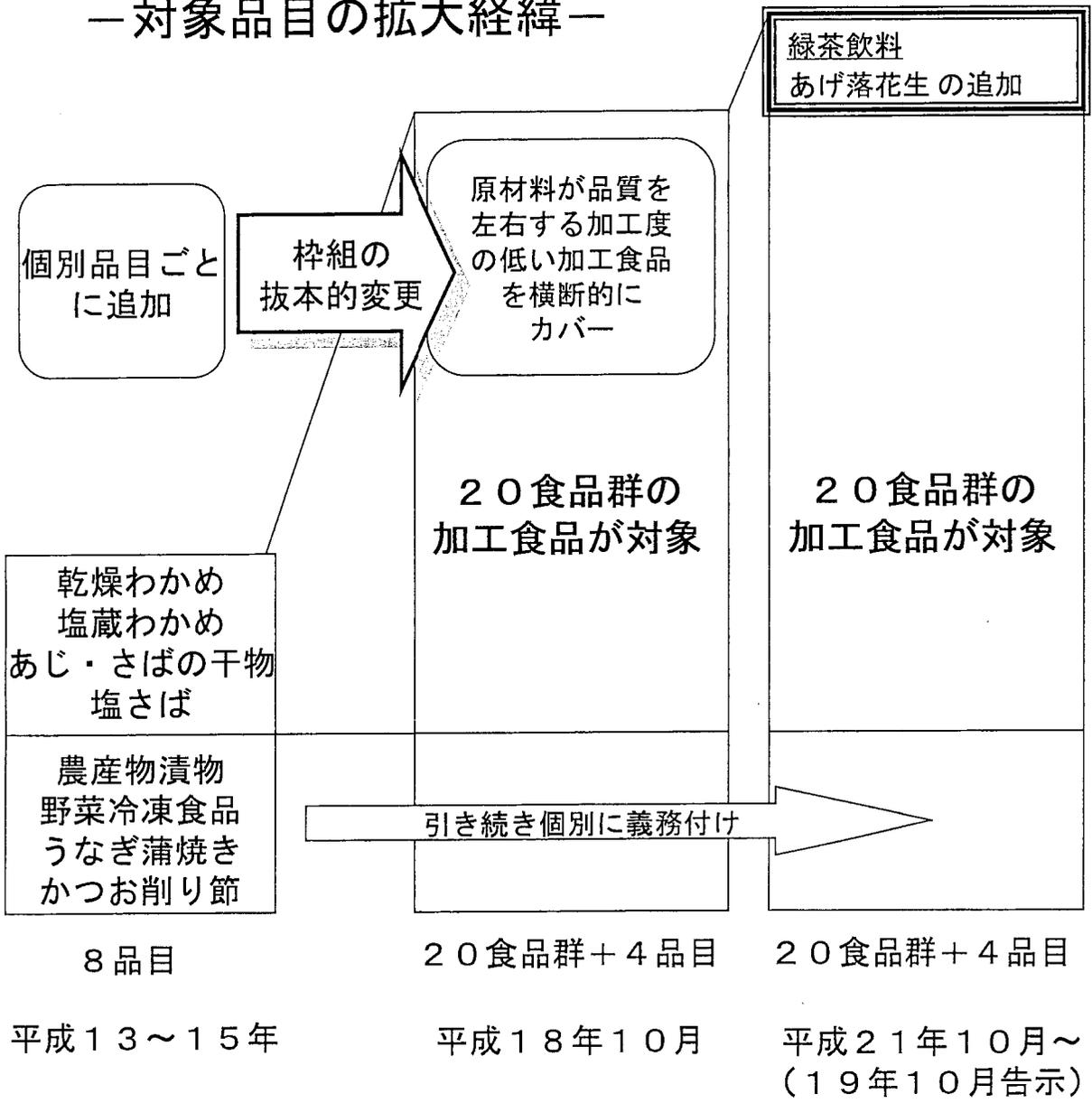
名 称 鰻蒲焼き
 原材料名 うなぎ、たれ(しょうゆ、みりん、砂糖、…)
 内 容 量 160g
 賞味期限 20. 4. 1
 保存方法 10℃以下で保存して
 下さい。
 原産国名 台湾
 輸 入 者 ○○物産株式会社
 東京都千代田区
 霞ヶ関××

〔国内で製造したものにあつては、「原産国名:国産」を表示する義務はない〕

○加工食品の原料原産地表示

※20食品群

—対象品目の拡大経緯—



1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
8. こんにやく
9. 調味した食肉
10. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
11. 表面をあぶった食肉
12. フライ種として衣を付けた食肉
13. 合挽肉その他異種混合した食肉
14. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
15. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
16. 調味した魚介類及び海藻類
17. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
18. 表面をあぶった魚介類
19. フライ種として衣を付けた魚介類
20. 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

上記の食品で
製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

※20食品群については、日本標準商品分類（総務省）の分類に基づき制定

○原料原産地表示の20食品群への義務づけの考え方

食品の表示に関する共同会議報告書「加工食品の原産地表示に関する今後の方向」（平成15年8月）

（加工食品の原料原産地表示の目的）

消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する。

義務付けの考え方（品目横断的なルール）

① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

①の要件については、具体的には、

- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
 - ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化（価格等を含む）がされていること
 - ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること
- 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

※) 具体的な義務づけ対象品目の選定は、上記の選定要件を基に、パブリックコメントの募集、公開ヒアリング（全国9ヶ所）等を経て、消費者の関心、事業者の実行可能性等を踏まえて行い、20食品群に決定。（18年10月から義務づけ）

緑茶飲料、バターピーナッツを追加（21年10月から義務づけ）

○ 原料原産地表示をめぐる最近の情勢

○加工食品の原料原産地表示の推奨について（3月19日：前回報告）

【消費者の加工食品の原料原産地に対する関心の高まりを踏まえ、消費者と食品事業者の間の良好な信頼関係を構築する観点から、事業者による任意の情報提供をより一層推奨】

- ・ 原材料の原産地に関する以下のような情報を積極的に提供することを推奨
 - 国産を使用している原材料
 - 商品の主たる原材料
 - 商品名や説明書きで強調されている原材料
 - 原産地が固定されている原材料
 - 20食品群のうち50%以下の生鮮品の原材料
- ・ その他、把握している原産地については、積極的な情報提供が望まれる

○国民生活審議会「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)」(4月3日：前回概要報告)

【国民が日々、安心して暮らせるよう、消費者・生活者の視点から十分なものとなっているかという観点から、国民生活の基本である分野（食べるを含む）について幅広く行政のあり方の総点検を実施】

- ・ 国際的ルールに配慮しつつ、消費者に対し必要な情報が提供され、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されるよう、現行の「主な原材料」の定義、対象加工食品の範囲等、その対象範囲を検討すべき。

○東京都消費生活条例に基づく告示案（6月13日：概要）

【都民の食への不安を解消し、消費者が食品を選択する上で重要な情報を提供する観点から、東京都消費生活対策審議会への諮問・答申を踏まえて検討】

- ・ 国内で製造され、都内で消費者向けに販売される調理冷凍食品が対象
- ・ 生鮮食品又はこれに近い原材料のうち、重量比率上位3位まで、かつ5%以上のものを表示
- ・ 商品名にその名称が付された原材料も表示
- ・ 容器包装への表示のみならず、ホームページ、お客様相談窓口、FAX等での情報提供も認める

○自由民主党「動植物検疫及び消費安全に関する小委員会(S P S小委員会)とりまとめ(7月2日：概要)

【国民の消費生活の安全・安心の確保を図る観点から、原産地表示のあり方等について議論】

- ・対象品目を極力拡大すべき。
- ・「国産」、「輸入(外国産)」といった区分で表示する方法の導入について、国際ルールとの関係をも踏まえつつ早急に検討すべき。

(参考)

○味の素冷凍食品(株)の冷凍餃子に係るパッケージの見直しについて(6月18日：概要)

【原料原産地に係る表示(国産を含むまたは表示)の見直し】

- ・産地の配合割合が特定できる生鮮品を原料として使用している製品については、一括表示内で表示
- ・産地が頻繁に切り替わる等の理由から包材に表示することが難しいものについては、ホームページやお客様相談窓口で(お問い合わせ番号に基づき)原産地に係る情報を提供
- ・管理水準が一定以上である等の指定農場(養殖地)の所在地情報を提供

(参考) 原料原産地を検討した共同会議

① 20食品群の義務化

- ・第3回、第5回～8回、第11回、第13回～15回 計9回

「加工食品の原産地表示に関する今後の方向 報告書」(平成15年8月)作成

② 緑茶及びあげ落花生の義務化

- ・第24回～第32回 計9回

「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」(平成18年4月)作成

合計18回

○食品の表示に関する共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」（平成18年4月）での議論及び懸案事項

1. 選定要件について

緑茶飲料及びあげ落花生を品目追加する際に以下のような議論を行い、義務付けの考え方（品目横断的なルール）（①及び②）を変更する必要はないとの結論を得ている

①の要件は、個別品目毎に品質表示基準を検討していた当時から今日まで継続しており、普遍的な考え方であること。

②の要件は、表示の完全義務化に向けて準備中の現時点（現在も緑茶飲料及びあげ落花生については移行期間中）で、表示すべき原料の要件を変更することは、無用な混乱を招くことから行うべきではないこと。

また、検討の中で、原料の切替・混合や海外で製造された中間加工品の利用など、原料原産地を正確に把握することが困難な場合があることが明らかになったことから、表示の実行可能性※を考慮した上で選定すること。

※ 表示の実行可能性

① 海外の制度との整合性

各国の食品表示制度はコーデックス（国際食品規格）と整合性を図っているが、コーデックス規格には原料原産地に係るものはない。コーデックス規格を上回る規制は不必要な「非関税障壁」となる可能性

② 規制の実行可能性

ア 品質表示基準は中小零細企業（事業所ベースで食品製造業の99%）を含め全ての食品事業者に義務を課すことから、中小零細企業にとっても実行可能性の高い制度である必要。

イ 海外では原料原産地の情報を伝達する商習慣がないため、輸入原材料については国内の製造業者等が正確な情報をどこまでさかのぼって取れるかという問題がある

ウ 加工食品は通年で価格と品質を一定に保つため、産地の切り替えが頻繁に行われており、包装等を切り替えて産地を正確に表示することが難しい

(参考)食品表示に関する国際的ルール

- 食品表示について、WTOでは、コーデックス規格(※)が国際規格とされており、各国の表示制度はこれに準拠している。
- コーデックス規格を上回る規制は、不必要な「非関税障壁」となる可能性がある。

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

4 包装食品の義務的表示

- 4.1 食品の名称
- 4.2 原材料一覧(アレルギー表示含む)
- 4.3 正味量及び固形量
- 4.4 事業者の名前及び住所
- 4.5 原産国*
 - 4.5.1 原産国の省略が消費者を誤認させる又は欺く恐れのある場合は、当該食品の原産国を必ず表示しなければならない。
 - 4.5.2 ある食品が当該性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示上は、当該加工が施された国を原産国として表示しなければならない。
- 4.6 ロット識別番号
- 4.7 賞味期限及び保存方法
- 4.8 使用上の注意

*原産国表示の規定の見直しについては、2000年から2005年まで議論されたものの、加盟国の合意が得られず、作業を中止。

※コーデックスとは：FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的。176の国＋ECが参加（2008年3月現在）。

WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」 (TBT協定)

第2条2.4

加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

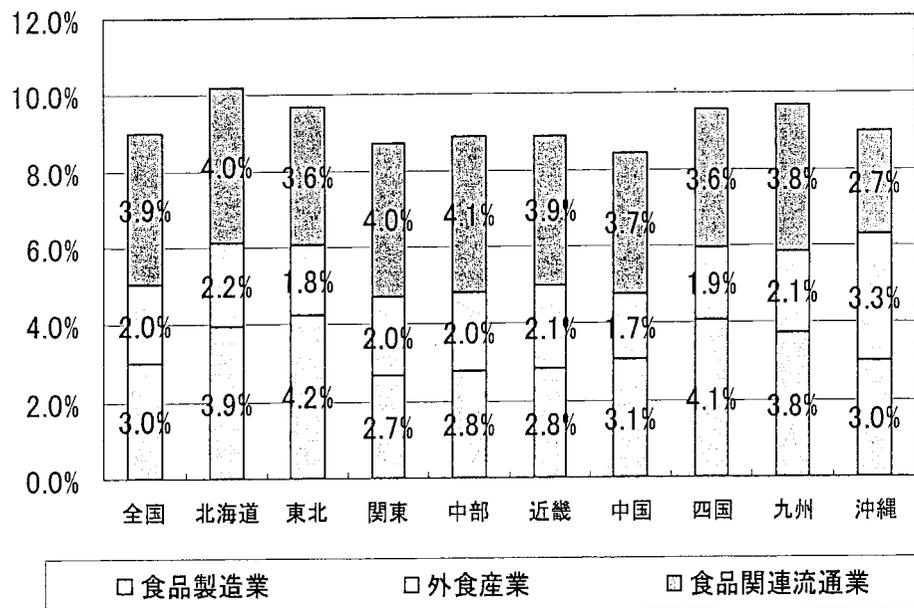
※食品表示に関しては、TBT協定上、コーデックス規格は国際規格として認識されている。

(参考) 食品製造業の概要

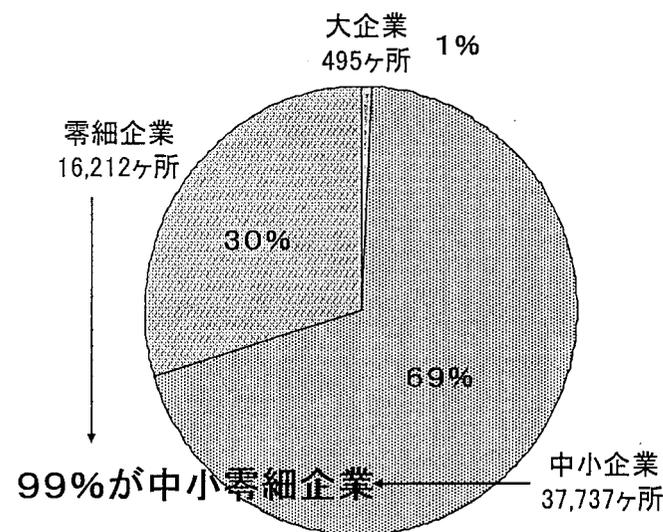
食品製造業は、伝統的に地域の農林水産業との結びつきが強く、地域経済において地場産業として大きなウェイトを占めている。

しかし、一方で、経営規模としては、その多くが中小零細企業であるという特性がある。
(全事業所のうち99%)。

○地域別にみた全産業の国内総生産に占める食品産業の割合



○食品製造業の構造



資料：総務省他9省庁「平成12年産業連関表」、経済産業省「平成12年地域産業連関表」

注：1) 上記資料を基に農林水産省において試算したものである。

2) 「関東」には山梨県、長野県、新潟県及び静岡県を、「近畿」には福井県を含み、「中部」は富山県、石川県、岐阜県、愛知県及び三重県である。

資料：経済産業省「工業統計表」(平成17年)

注：零細企業：従業者数3人以下の事業所

中小企業：従業者数299人以下の事業所

大企業：300人以上の事業所

2. 今後、更に見直しを行う場合に考慮すべき事項

(1) 考慮すべき点、整理すべき課題等

- ① 義務付けの考え方（品目横断的なルール）は、今後も加工食品の原料原産地表示を検討する場合の基本となると考えられる。
- ② 消費者の知る権利を尊重することが大前提。しかし、全ての加工食品の原料原産地を義務表示の対象とすることには無理があり、最終的に罰金等を伴うJAS法による表示義務を課すには、表示の実行可能性等も考慮する必要がある。
- ③ 限られた表示スペースに真に伝えるべき情報は何か、義務付けして表示しないといけない情報は何か等、他の表示事項を含めた全体の中で原料原産地表示のあり方を考える必要がある。

(2) 今後、更に、義務表示対象品目を拡大する場合には、20食品群を検討した際に実行上の問題から義務表示対象品目とされなかったものについて、以下のような表示方法の変更なども含めてさらに検討する必要がある。

- ① 複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合
- ② 中間加工品を使用した場合

(3) 検討スケジュール

加工食品の原料原産地表示の義務化の考え方や対象品目の見直しについては、品質表示基準を改正して、少なくとも3年経過した後に検討を開始することを基本とする。

ただし、移行期間中など途中の期間であっても、製造及び流通の実態の変化（中略）などの状況変化を踏まえて見直しを行うことを否定するものではない。

○ 主な論点

検討項目 1. 検討に着手する時期及び検討スケジュール

原産地の義務表示対象品目の今後の見直しについては、過去の共同会議において

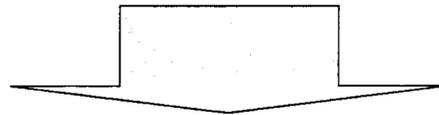
- ・ 表示の実施状況
- ・ 製造及び流通の実態
- ・ 消費者の関心

等を踏まえて行うとの考え方が示されている。

また、18年4月の報告書では「品質表示基準を改正して少なくとも3年経過した後には検討を開始することを基本とする。」との記述がある。

○消費者の原料原産地表示に対する関心はかなり高まっていると言えるのではないか

○18年4月の報告書では、「製造及び流通の実態の変化（中略）などの状況変化を踏まえて見直しを行うことを否定するものではない。」旨も記述されている



《検討課題》

○まず、実行可能性を考慮しつつ、表示方法の変更について消費者等の意見を聞き、その方向性について結論を得る必要があるのではないか（検討項目 2、3）

○その上で、対象品目を整理していくべきではないか

○消費者等の意見をどのように把握していくべきか

検討項目 2. 複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合の義務表示のあり方

18年4月の報告書では、複数の原産国の原材料を混合、切り替えて使用する場合、

- ・ 国名まで表示を求めず「外国産（輸入）」との表示
- ・ 使用する可能性のある国を全て表示
- ・ どうしても原産地を特定して表示できない原料については、原産地を特定できない旨の表示

を今後の検討課題としている。

○消費者の原料の原産地を知りたいという要望にどう応えていくべきか

○複数の原産国の原料を混合、切り替えて使用する目的は、通年で一定価格・一定品質の商品を提供することであり、原材料の種類が多い食品については頻繁に産地が切り替わることから、これを事前に容器包装に印刷しておくことは難しいのではないか

○一方で、事業者は原料の原産地について全く知らないというケースは少なく、ある程度は把握していると考えられることから、大括りの表示であれば対応が可能ではないか



《検討課題》

○大括り表示（外国産（輸入）表示、○○産中心表示等）を義務表示とした場合、消費者の国名を知りたいという要望は叶えられないことになるのではないかと（国名までの表示は任意とせざるを得ないのではないかと）

○国名表示を求めている現行の制度との整合性をどう考えるか

○仮に大括り表示を認める場合、どういう範囲であれば受け入れられるか

○可能性のある国を全て表示する方法は、消費者の優良誤認を招くのではないかと

検討項目3. (輸入) 中間加工品の義務表示のあり方

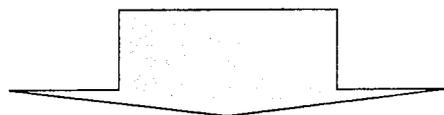
18年4月の報告書では、(輸入) 中間加工品を使用した場合、

- ・原料原産地ではなく中間加工品を製造した国名を「〇〇国製造」等と表示
- ・どうしても原産地を明確化できない原料については、原産地が不明である旨の表示を今後の検討課題としている。

○消費者の原料の原産地を知りたいという要望にどう応えていくべきか

○中間加工品は、複数の原料を用いて半加工されているか、ブレンドされた状態で輸入されるため、その原産地の把握が難しいという実態をどう考えるべきか

○中間加工品を製造した国名であれば、通関時の原産地証明書で確認が可能であり、事業者に追加的負担はないのではないか



《検討課題》

○中間加工品の原産地について、表示の実行可能性を考慮しつつどこまで情報の提供を求めるべきか

○「中間加工品の製造国名」を「原料の原産地」と位置付けることについて消費者の理解が得られるか

○仮に、消費者の理解が得られたとしても、「中間加工品の製造国名」は「原料の原産地」ではないことから、表示方法を工夫しないと消費者は誤解するのではないか

加工食品の原料原産地の表示方法に係る検討スケジュール（案）

1. 平成20年7月28日（月）

○第35回共同会議：原料原産地表示をめぐる最近の情勢

2. 平成20年8月～9月

○消費者・生産者（製造業者を含む）から幅広く意見・提案を聴取
（ホームページを通じた意見募集、提案募集等の実施）

3. 平成20年10月以降、数回共同会議を開催

○原料原産地の表示方法に係る方向性に関する議論
○地方での意見交換会の開催 等

4. 平成21年3月

○共同会議開催：原料原産地の表示方法に係る方向性ととりまとめ

消費者行政推進会議取りまとめ

～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

(抜粋)

平成 20 年 6 月 13 日
消費者行政推進会議

消費者行政推進会議 名簿

(敬称略, 50音順)

座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
	川戸 恵子	ジャーナリスト
	阪田 雅裕	弁護士 (前 内閣法制局長官)
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	島田 晴雄	千葉商科大学学長
	中村 邦夫	松下電器産業株式会社代表取締役会長
	中山 弘子	新宿区長
	林 文子	日産自動車株式会社 執行役員
	原 早苗	金融オンブズネット代表
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	吉岡 和弘	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上11名

(平成20年6月13日現在)

5. 消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

消費者庁には、消費者行政の企画を担当する部門、消費者行政の執行を担当する部門、情報の収集、調査、発信を担当する部門が必要と考えられる（別紙12参照）。

企画部門は、各省庁の消費者政策の総合調整（食品安全を含む）、すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法、消費者被害の救済のための新法、民事ルールを扱う法律、消費者基本法に基づく基本計画等の企画立案を行うとともに、各省庁の法執行への勧告等を担う。

執行部門は、「表示」、「取引」、「安全」の各分野における個別作用法に係る調査・から執行までを一元的に担うとともに、物価政策、市民活動の促進を担当する。

また、緊急時の司令塔機能、8条機関（審議会等）（後記参照）の事務局機能及び消費生活センター等から寄せられる情報の集約、分析と情報発信、国際的な連携や消費者教育・啓発に係る支援、国民生活センターの監督等の機能を担う部門を構築する必要がある。

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

「消費者庁の運営に消費者の意見が直接届くような仕組み」として、有識者からなる8条機関（審議会等）である消費者政策委員会（仮称）（以下単に「消費者政策委員会」という）を設置する。同委員会は、消費者政策の企画立案（基本計画や新法等）や消費者庁を含めた関係省庁の政策の評価・監視に関するものとともに、消費者庁が行う行政処分等のうち重要なものに関して、諮問への答申、意見具申を行う。このため、消費者政策委員会の下に専門調査会等の下部機関を置く。特に、行政処分等を担当する下部機関は常時、機動的に対応できる体制が求められる。また、消費者と直接接点を持つ地方自治体の意見を政策に反映する仕組みを構築し、消費者の意見を政策に活かすことが重要である。

この消費者政策委員会の事務局は消費者庁が担当する。消費者庁は、収集した情報、分析結果等を迅速に報告すること等により、消費者政策委員会をサポートする。

6. 消費者庁創設に向けたスケジュール ～来年度から消費者庁を発足～

来年度から消費者庁を発足させることとし、早急に必要な法律案、予算、機構・定員の要求等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のため、所要の体制整備を行い、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施するとともに、一元的窓口の構築に向けた取組を行うなど、今年度中に前倒しして実施できることは、早急に着手すべきである。

今後の作業を円滑に進めるため、本取りまとめの内容を基本として、直ちに、政府の「基本計画」として閣議決定を行うべきである。その上で、基本計画に沿って、設置法、消費生活センターの法的位置づけ等を規定する新法、各個別作用法の改正法等の関連法案を早期に国会に提出する必要がある。

なお、本取りまとめ内容の実施状況を監視し、必要な場合、提言等を行うため、今後とも、本消費者行政推進会議を必要に応じ開催することが必要であるとする。

以上

個別作用法の所管の内容の概要

「表示」に関する法律

景品表示法 ⇒ 消費者庁へ移管

JAS法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意。
- * 農林水産省は、案を備えて表示基準の策定・改正を要請可。
- * 法執行の一部につき、農林水産大臣に委任

食品衛生法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議。
- * 厚生労働省は、表示基準の策定改正を要請可。

健康増進法 ⇒ 表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省に協議。

家庭用品品質表示法 ⇒ 表示の標準の企画立案、執行を消費者庁へ移管

- * 表示の標準策定に当たり、経済産業省にあらかじめ協議。
- * 経済産業省は、案を備えて表示の標準の策定・改正を要請可。
- * 法の執行の一部につき、経済産業省に委任

住宅品質確保法 ⇒ 表示等の企画立案、表示基準の策定は共管。執行は国土交通省が行うが、消費者庁が勧告。

(注) 住宅性能表示は任意制度であるなど他の表示と異なる点がある。

【農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律】

品質表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、品質表示基準の策定・改正に当たっては、農林水産省にあらかじめ協議し、同意を得ることとする。

また、農林水産省は、消費者庁に対し、案をそなえて、品質表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

消費者庁は、報告徴収・立入検査、指示及び措置命令を担当する。その上で、消費者庁は、農林水産大臣に権限の一部（報告徴収・立入検査、指示）を委任する（包括委任）。

農林水産省は、報告徴収・立入検査、指示を行うとともに、指示の内容を消費者庁に報告する。

消費者庁は、自ら報告徴収・立入検査及び指示を行う、又は、個別に方針を定めた上で、これらの事務を農林水産大臣に委任できる（個別委任）。

農林水産省は、消費者庁に対し、措置命令を要請できる。

【食品衛生法】

表示基準の企画立案、執行は、消費者庁に移管する。

消費者庁は、表示基準の策定・改正に当たっては、厚生労働省にあらかじめ協議する。

また、厚生労働省は、消費者庁に対し、表示基準の策定・改正の要請を行うことができる。

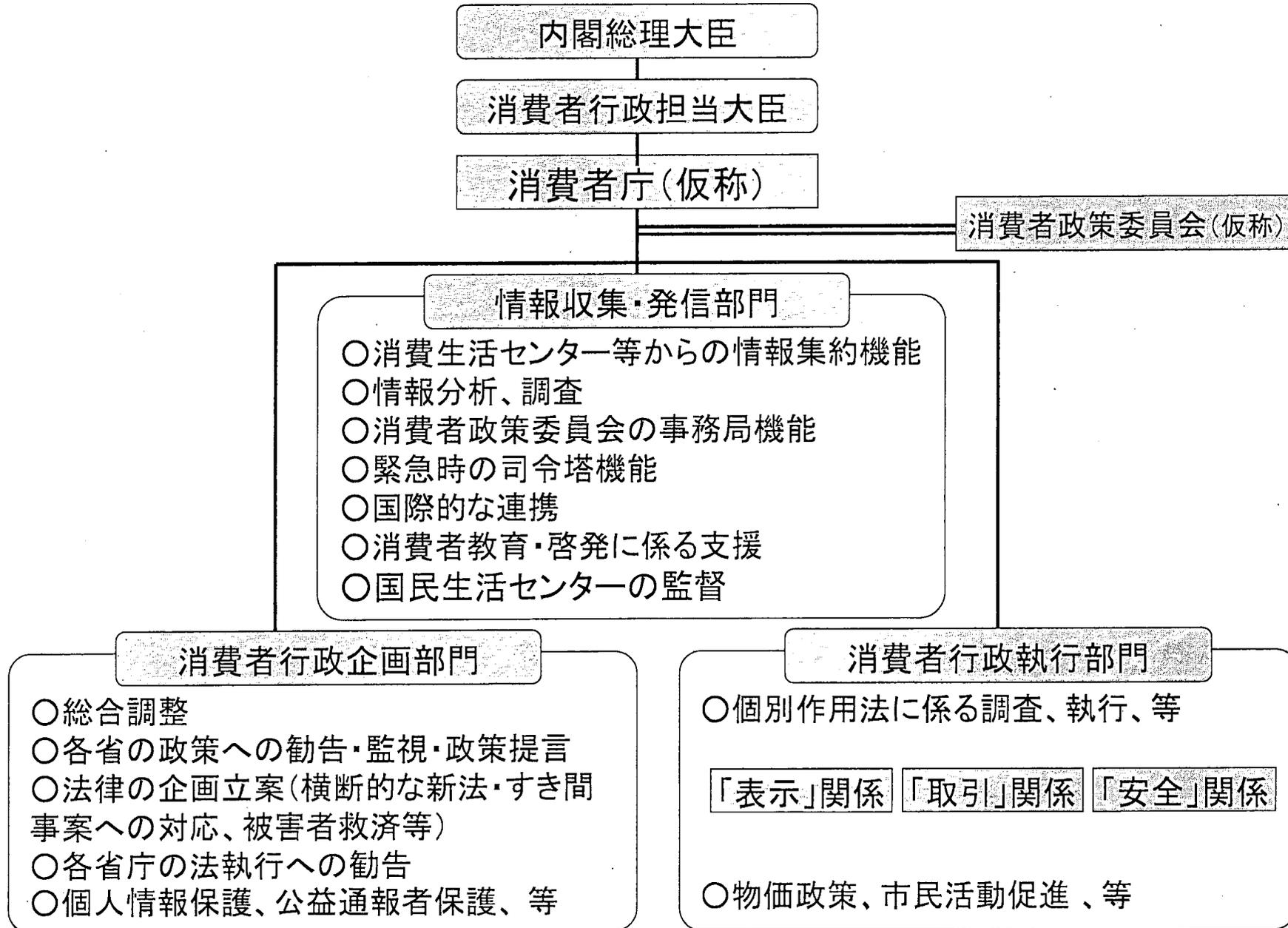
消費者庁は、表示基準に合わない食品等の販売等の禁止及び虚偽又は誇大な表示及び広告の禁止に関する廃棄命令、危害除去命令などの処分を担当する。

なお、これら処分に係る都道府県知事等の権限は現行どおりとする。

厚生労働省は、食品等の規格基準（安全基準）等の策定・改正に当たっては、消費者庁に協議する。

消費者庁(仮称)の組織のイメージ

(別紙12)



プレスリリース

平成 20 年 6 月 18 日
農 林 水 産 省

養殖うなぎの原産地表示の適正化について

1. 日本及び台湾での飼養期間等の書類を整えるだけで、国産と産地伝達できる「里帰りうなぎ」と称する輸入された活鰻の取引が判明しました。
2. このため、農林水産省は、本日、活鰻関係、市場関係及び流通関係団体並びに都道府県に対し、養殖うなぎの原産地表示の適正化のための文書を発出しました。

1. 関東農政局、東海農政局、中国四国農政局及び九州農政局並びに関係県が、輸入業者、養鰻業者等に対し、平成 20 年 4 月 17 日から 6 月 12 日までの間に 76 回調査を行いました。
2. この結果、以下の事実が確認されました。
 - (1)一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
 - (2)一部の養鰻業者が、(1)の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、(1)の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと
また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと
3. 2. の行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS 法に違反するものです。
4. このため、2. の取引について、複数の中間流通業者等が関与していることや、他に「里帰りうなぎ」と称した取引の事例もみられることから、本日、農林水産省消費・安全局表示・規格課長及び水産庁増殖推進部栽培養殖課長の連名で、関係団体並びに都道府県担当部局に対し、原産地表示の適正化のための文書を発出しました（別添参照）。
5. なお、2. の輸入業者及び養鰻業者については、県域業者であることから、上記の内容を関係県に情報提供しています。

<添付資料>

(1 / 2)

- ・ 別添 複数国を經由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について（協力依頼文）

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室

担当者：藤井、椎名、小塚

代表：03-3502-8111（内線 4486）

ダイヤルイン：03-3502-7804

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

20消安第3378号
平成20年6月18日

別紙活鰻関係者 あて

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について、消費者に対して適切な情報を提供する観点から、原産地として表示する産地以外に、経由したすべての養殖地等について事実即した表示を行うようお願いするとともに、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、会員等に対し、周知徹底を行い、法令遵守の意識の浸透を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、別途、流通関係団体、市場関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることを申し添えます。

20消安第3378号
平成20年6月18日

別紙流通業界、市場関係者 へ

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について、消費者に対して適切な情報を提供する観点から、原産地として表示する産地以外に、経由したすべての養殖地等について事実即した表示を行うようお願いするとともに、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、会員等への周知徹底をお願いいたします。

なお、別途、活鰻関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることを申し添えます。

20消安第3378号
平成20年6月18日

別紙都道府県担当部局 あて

農林水産省消費・安全局表示・規格課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

複数国を経由し養殖されるうなぎの原産地表示の適正化について

日頃から、水産物の適正表示の推進に御尽力いただき感謝いたします。

水産物につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により、販売業者には、原産地の表示が義務付けられているところです。複数の産地で養殖した水産物については、適正な原産地を表示するため、販売先に対し、経由したすべての養殖場所、養殖期間を伝達する必要があります。

しかしながら、今般、以下の事実が判明しました。

- ① 一部の活鰻の輸入業者が、日本及び海外での飼養期間等の書類を整えたが、その事実の確認を一切行わず、結果として事実と異なる養殖場所、養殖期間等を記載した証明書を発行し、輸入した活鰻を国産と産地伝達する取引を行ったこと
- ② 一部の養鰻業者が、①の証明書の発行に関与していたにもかかわらず、証明書の内容を確認しないまま、日本での飼養期間を証明し、①の輸入業者から仕入れた外国産活鰻を国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達して加工業者等に販売したこと

また、当該活鰻を原材料として自ら製造したうなぎ加工品に、国産等と事実と異なる原料原産地を表示、若しくは稚魚から成鰻まで自ら生育したうなぎを使用している旨保証する地域ブランド名を表示して一般消費者に販売したこと

このような行為は、養殖水産物の飼養期間について正確な根拠がないにもかかわらず、国産又は特定の地域名を産地として事実と異なる産地を伝達したことから、消費者に誤認を与え、JAS法に違反するものです。

農林水産省としては、今後とも、食品表示の監視・指導を徹底していくこととしておりますが、養殖水産物について適正な表示が行われるよう、関係者への指導の徹底をお願いいたします。

養殖うなぎの原産地表示の適正化のための文書発出先

活鰻関係者あて	
全国養鰻漁業協同組合連合会、日本養鰻漁業協同組合連合会、 全国淡水魚荷受組合連合会、日本鰻輸入組合	計 4団体

流通業界あて	
財団法人 食料農商交流協会、全国水産物商業協同組合連合会、 全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会、 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、 社団法人 日本セルフ・サービス協会、社団法人 全国スーパーマーケット協会、 社団法人 日本フランチャイズチェーン協会、 社団法人 日本ボランティア・チェーン協会、協同組合セルコチェーン、 全日本スーパーギルト商業協同組合連合会、全日食チェーン商業協同組合連合会、 無添加食品販売協同組合、社団法人 日本加工食品卸協会、 社団法人 日本外食品卸協会、全国給食事業協同組合連合会、 日本給食品連合会、オール日本スーパーマーケット協会	計 20団体

市場関係者あて	
全国漁業協同組合連合会、全国水産加工業協同組合連合会、 全国公設地方卸売市場協議会、全国第3セクター市場連絡協議会、 社団法人 全国中央市場水産卸協会、全国魚卸売市場連絡会、 全国水産物卸組合連合会、全国中央卸売市場協会	計 8団体

都道府県担当部局あて	
各都道府県の活鰻生産・流通担当 各都道府県のJAS担当部局（活鰻生産・流通担当と重複の場合は省略）	